主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、違憲をいう点は、原審で主張、判断を経ていない事項に 関する違憲の主張、ないしは、その実質においては、単なる法令違反の主張であり、 その余は、事実誤認の主張であつて、いずれも少年法三五条一項の抗告理由にあた らない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一〇月三一日

最高裁判所第三小法廷

郷	小	根		関	裁判長裁判官
_	武	野		天	裁判官
勝	吉	本		坂	裁判官
雄	清	П	里	江	裁判官
己	正	辻		高	裁判官